



平成 27 年 12 月 18 日

各 位

会社名 森尾電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小泉 泰一  
(コード番号 6647 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役 木下 寛  
(TEL 03-3691-3181)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 18 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社及び当社の子会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの体制を定める。

本決議に基づく内部統制システムの構築は、継続的に実現性を向上させることにより、効率的で適法な企業体制の確立を図る。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 役付取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築する。
  - (2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、企業倫理と法令遵守意識の醸成を図り、企業活動の中での法令違反の未然防止に努める。
  - (3) 内部統制監査室は、内部統制及び内部監査規程に基づき継続的に各業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
  - (4) コンプライアンスに関する問題が万が一発生した場合は、その内容・対策案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、職務執行上必要とする文書その他重要情報に関しては、秘密文書取扱規程に基づき適切に保存管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するよう努める。
- (2) 社内の重要情報や顧客情報等に関しては、文書管理規定に基づき適切な保存管理に努める。

## 3. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、経営の緊急時に発生するリスクに関しては、緊急時基本対応規程に基づき迅速・適切に対応し、リスク回避のできる体制の構築に努める。
- (2) 内部統制監査室は、監査役及び会計監査人と連携をとり、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性等のリスク管理状況を監査し、代表取締役へ報告する体制を構築する。

## 4. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役が機動的な経営判断及び職務執行が効率的に行われる体制を確保するため、取締役会において法令で定められた事項のほか、経営の基本方針を始めとする会社の重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する体制を構築する。
- (2) 取締役の責任を明確化し、権限を強化することで、取締役の職務執行において経営意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化が図れる体制を構築する。
- (3) 取締役会は、中期経営計画を策定するとともに、每期事業部門ごとに業績目標と予算設定を行い、逐次業績を管理できる体制を構築する。

## 5. 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に対して、当社の取締役または使用人を取締役及び経営幹部として派遣し、それらの業務運営を定常的に管理監督する体制を構築する。
- (2) 子会社の経営については、定期的に書面または当社取締役会及び経営会議において報告を受け、重要な経営事項の決定に関しては、社内規程に基づき原則として当社の事前承認を取得する体制を構築する。
- (3) 内部統制監査室は、監査役及び会計監査人と連携を取りつつ、社内規程に基づき子会社の監査を実施する体制を構築する。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その

- 人事等については、取締役は監査役と事前協議の上で実施する体制を構築する。
- (2) 監査役の補助をする使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けない体制を構築する。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知った時は、直ちに監査役に対して報告する体制を構築する。又、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める体制を構築する。
- (3) 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請ができるとともに、代表取締役は定期的に監査役と面談を行い、内部統制体制の整備等について意見交換する体制を構築する。
8. 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は、債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求があるときは、当該請求が適正ではない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- (2) 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
9. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて、「反社会的勢力との絶縁」を明記し、法令遵守教育を通じて、社内への周知徹底を図る。
- (2) 対応部署は、人事総務部が中心となり警察当局や顧問弁護士等の専門機関と緊密な連帯を図り、反社会的勢力からの不当な要求に対して適切に対処できる体制を構築する。